

<改正民法・配偶者居住権>

2020年4月には、配偶者居住権という権利が創設されます。配偶者居住権とは、相続開始時に被相続人所有の建物に居住する配偶者が、その建物を無償で使用収益することができる権利です。この権利を取得した配偶者は、仮に建物の所有権を他の相続人が相続したとしても、原則、終身又は一定期間無償で建物に住み続けることが可能となります。

例) 被相続人である夫が亡くなり、再婚した妻と前妻の子2名が相続人となりました。被相続人の財産は自宅1,600万円と預金200万円。子、二人は1,800万円の4分の1である450万円ずつを現金で相続するため、自宅の売却を要求しました。

改正前の民法では妻は自宅を売却し、900万円を、子2名が450万円ずつを相続することになっているので、妻は転居せざるを得ませんでした。改正民法は配偶者の保護を主眼においており、改正によって「配偶者居住権」が新設されました。これにより妻は自宅の居住権を得て、原則的には終身無償で自宅に住み続けることができるほか、居住権を登記して賃貸することもできるようになりました。自宅の4分の1ずつの所有権は子2名が相続して売却することもできますが、所有権が移転しても、配偶者の居住権が失われることはありません。

